

鳥取県公報

目次

鳥取県主要食糧販売業者及び米穀とう、精業者並びに米飯提供業者登録手数料規則の一部改正

鳥取県碎米管理規則の一部改正

無畜農家解消果有牛貸付規則の一部改正

自作農創設維持助成費交付規程

鳥取県漁業協同組合連合会鳥取魚市場の登録期間延長

医療機関及び、医療施術者の指定

指定医療機関の所在地変更届出

森林区施業計画変更

◇正誤
昭和二十七年三月三十一日鳥取県告示第百七十九号中訂正

規則

鳥取県主要食糧販売業者及び米穀とう、精業者並びに米飯

提供業者登録手数料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第六十二号

鳥取県主要食糧販売業者及び米穀とう、精業者並びに米飯提供業者登録手数料規則の一部を改正する規則

鳥取県主要食糧販売業者及び米穀とう、精業者並びに米飯提供業者登録手数料規則（昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「第五條の四」を「第五條の三」に、「第五條の五」を「第五條の四」に改める。

第三條第一号（中）「乙三〇〇円」を削り、同号中（四）、（五）及び（六）を削る。

同條第四号中（四）から（六）までを削り「（七）」を「（四）」に改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県碎米管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第六十三号

鳥取県碎米管理規則の一部を改正する規則

鳥取県碎米管理規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一條中「第三十條の八第二項」を「第二十九條」に改める。

無畜農家解消県有牛貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第六十四号

無畜農家解消県有牛貸付規則の一部を改正する規則

無畜農家解消県有牛貸付規則（昭和二十三年九月鳥取県

規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

附 則

告 示

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県告示第三百六十一号

自作農創設維持助成費交付規程を次のように定める。

昭和二十七年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

自作農創設維持助成費交付規程

（総則）

第一條 自作農創設維持助成費交付規程（昭和二十七年五月農林省告示第九十七号）に基き市町村及びその他の団体（以下「市町村等」という。）が行う自作農創設維持施設に要する経費に対し助成費の交付については、この規程の定めるところによる。

（経費の範囲）

第二條 前條に規定する経費の範囲は次に掲げる事務に要する経費とする。

- 一 自作農創設維持施設の囑託登記に関する事務
- 二 市町村農業委員会を当事者又は参加人とする訴訟に関する事務

（申請手続）

第三條 この規程による助成費の交付を受けようとする市町村等は、申請書に左に掲げる書類を添え正副二通を知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書（第一号様式又は第三号様式）
- 二 收支予算書（第二号様式又は第四号様式）
- 三 その他知事が必要と認める書類

（申請内容の変更）

第四條 市町村等が前條に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 知事は前項の規定による届出があつた場合において

必要と認めるときは同項の届出事項について変更を指示することができる。

（提出書類）

第五條 第二條の規定による助成費の交付を受けた市町村等は翌年の五月末日までに事業成績（第一号様式又は第三号様式）及び收支決算書（第二号様式又は第四号様式）を知事に提出しなければならない。

（助成費の返還）

第六條 補助金の交付を受けた市町村等が左の各号の一に該当するときは、知事は助成費の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一、助成費交付の條件に違反したとき
- 二、支出額が予算額に比し著しく減少したとき

第七條 この規程により知事に提出する書類は所轄地方事務所長を経由しなければならない。

附 則

この規程は公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

(第二條第一号の場合)
 事業計画書(事業成績書)
 一、事業の概要
 二、事業の実地計画(実施成績)
 農地等の囑託登記に関する事務

区	分	面積	筆数	摘要
買収関係				
	買収登記			
売渡関係				
	譲渡登記			
	売渡登記			

(第二條第一号の場合)
 收支予算書(收支決算書)

支出	区	分	予算額	前年度予算額	増△減	比較	摘要
	自作農創設維持事務費						
	物品費						
	役務費						
	何々						
	計						

(第二條第二号の場合)
 事業計画書(事業成績書)
 一、事業の概要
 二、事業の実地計画(実施成績)

支出	区	分	予算額	前年度予算額	増△減	比較	摘要
	自作農創設維持事務費						
	物品費						
	役務費						
	何々						
	計						

(第二條第二号の場合)
 收支予算書(收支決算書)

収入	区	分	予算額	前年度予算額	増△減	比較	摘要
	訴訟事務費						
	計						

鳥取県告示第三百六十四号

昭和二十七年四月鳥取県告示第二百十七号をもつて公示した鳥取県漁業協同組合連合会鳥取魚市場の登録期間を昭和二十七年七月十九日次のように延長した。

昭和二十七年七月二十五日

鳥取県知事 西尾愛治

延長期間

自昭和二十七年 七月二十一日

至昭和二十七年十二月三十一日

鳥取県告示第三百六十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定による医療機関及び第五十五条の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者を次のように指定する。

昭和二十七年七月二十五日

鳥取県知事 西尾愛治

名 称 所在地

- (医療機関)
- 集村外一箇村国保一部事務組合 八頭郡集村大字見槻中直営診療所
- 都田 医院 西伯郡境町大字京町
- 堀井 医院 西伯郡庄内村
- 谷口齒科医院 東伯郡橋津村大字橋津
- (施術者)
- 岡 俊 雄 東伯郡倉吉町大字宮川町
- 杉本 久 " 由良町大字由良宿
- 赤川 壽太郎 " 上中山村大字樋口

鳥取県告示第三百六十六号

昭和二十五年十一月鳥取県告示第五百五十三号をもつて
 公示した生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)
 第四十九條の規定による指定医療機関中次のように所在
 地変更の届出があつた。

昭和二十七年七月二十五日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

名 称 所在地

鳥取県告示第三百六十七号

昭和二十六年十月鳥取県告示第四百九十一号で公表し
 た昭和二十七年四月一日を始期とする森林区施業計画
 を森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十條
 第四項の規定に基き変更したので次の場所において公表
 する。

- 昭和二十七年七月二十五日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治
- 一、林業経営指導員駐在箇所(昭和二十五年鳥取県告示第五百九十一号)
 - 一、各地方事務所
 - 三、鳥取県庁

正 誤

昭和二十七年三月三十一日鳥取県公報告示中次の通り誤
 りがあるので次のように訂正する。

鳥取県告示第一七九号

頁	行	段	誤	正
八一五	二		イヅラ山	イヂラ山
九一五	二		韻山	韻山
一〇	一	二	韻山	韻山
一一	一	一	土橋久米藏	土橋久米雄
一四	一五	二	扇山	扇ノ山
一六	一	六	一五〇二	一五〇三
三一	一三	三	二、三四ノ四	二、〇三四ノ四
三五	一五	七	三、〇〇〇	三、〇〇〇〇
三九	五	六	一一一五	二一一五
四二	一	二	ゴフロ	東南谷
四二	四	二	同	ゴフロ
四三	三	二	山神	山ノ神

四三	五	五	土砂崩壊防備	土砂流出防備
四三	七	五	同	土砂崩壊防備
四四	一四	三	三三二ノ二	三三二ノ二
五三	一	二	寺屋敷	寺屋敷
六四	四	三	二、一五五ノ四	二、一三五ノ四
六七	二	一	同	高田光治
八一	九	六	〇二〇〇	〇〇〇二
八三	八	一	〇村喜一郎	牧村喜一郎
八三	一五	六	一一一四	一四一四
九四	一〇	六	〇二〇二	〇一〇三
九九	三	八	岡	同
一〇一	一	一	同	大網代北側
一二六	五	一	海土	海土
一二六	五	一〇	海土	海土
一二八	一	一	海土	海土
一二八	一	一〇	海土	海土
一二八	一〇	二	高坂	高ノ坂

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。
 本県においては県民の皆様の日常生活に
 関係ある重要な條例、規則、規程等をこの
 公報に登載して公布しております。
 国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
 ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課

発行日 火、金

印 発

刷 行 鳥 鳥
 鳥 取 取
 所 者 者
 縣 縣 縣
 鳥 鳥 鳥
 取 取 取
 市 市 市
 取 取 取
 縣 縣 縣
 印 取
 刷 取
 所 縣